令和3年

3月号

濱田会計事務所通信

令和3年3月1日発行 Vol.43

最近の急なハンコの見直し議論の影響で令和3年4月1日より税務 書類については一部の書類を除いて、押印を要しないこととされました。また、現時点においても押印がなくても改めて押印を求めないとされています。

税務書類以外でも各役所では押印義務が廃止されていくようです。 いきなり変わりすぎだろうと思うくらいですが、変わるときは簡単に かわるものですね。



事業者が消費者に対して行う価格表示(総額表示)について

事業者が消費者に対して行う価格表示については、消費税転嫁対策特別措置法における総額表示義務の特例により、一定の要件の下、総額表示は要しないこととされておりますが、当該措置法が3月31日限りで失効することから、令和3年4月1日より税込価格の表示(総額表示)をする必要があります。

総額表示とは消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額(地方消費税額を含みます。)を含めた価格を表示することをいいます。

対象となる取引

消費者に対して商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられます。事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません。 また見積書、契約書、請求書等については、総額表示義務の対象とはなりません。

具体的な表示例

- 11,000円
- 11,000円(税込)
- 11,000円(税抜価格 10,000円)
- 11,000円(うち消費税額等 1,000円)
- 11,000 円(税抜価格 10,000 円、消費税額等 1,000 円)

支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。

総額表示が義務付けられるのは、あらかじめ取引価格を表示している場合であり、価格表示がされていない場合にまで価格表示を強制するものではありません。



売上の減少した中小事業者に対する一時支援金の支給

2021 年 1 月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が 50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して、「緊急事態宣言 の影響緩和に係る一時支援金(以下「一時支援金」という。)」が給付されます。

対象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者

要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、下記の①または②により、本年 1~3 月のいずれかの月の売上高が対前年比(or 対前々年比) ▲50%以上減少していること

- ①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、(農業者・漁業者、飲食料品・割り 箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)
- ②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)

支給額

法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給

※算出方法:前年(or前々年)1月から3月の事業収入 – (前年(or前々年)同月比▲50%以上の月の事業収入×3)

なお、一時支援金の給付要件等は引き続き検討・具体化されており、変更になる可能性があります。

詳しくは下記の経済産業省のサイトをご覧ください。

参考:https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html



事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予 定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しており ますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの 方は、駐車場は一部契約 のため、斜線部分に駐車 をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL: 079-229-9041 Fax: 079-229-9049

E-Mail: info@hamadakaikei.jp URL: http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、 相続のこと・・・ 一緒に考えましょう!

